

記録番号		記録名	新型コロナウイルス対応 ガイドライン	作成日	
------	--	-----	--------------------	-----	--

このガイドラインは、令和2年3月28日発表の厚生労働省基本的他所方針を元に作成

徹底事項

1	手洗い
2	アルコール除菌液による除菌
3	マスクの着用

※ 総務で 10時・12時・15時 に外部接触場所の除菌作業を行います。
 出社時に事務所にてアルコール除菌・検温・体調チェック表の記入の上2階更衣室へ

3密の認識と徹底	
1	密閉空間 を避ける
2	密集場所 を避ける
3	密接場所 を避ける

【外部との接触】	
外部来訪者は事務所受付を実施し、体温を計測	
37.5℃以上の方は、原則お引き取り頂くが社長に確認を取り	
最終判断を行う 社長不在の場合は対応予定者がこれを代行する	

【熱が出た際の全体対応】

37.5℃以上の熱が出た場合 自宅療養
 翌日以降は日々電話連絡を徹底 7:30～8:00

4日以上続く場合は、会社連絡を行い会社の指示のもと管轄保健所への連絡
 手続きを行い検査の実施※検査できない場合が大多数→ 自宅療養継続及び電話連絡の徹底
 その後の対応は政府および各自治体の方針に従ってください。

【休業時の処遇】

熱がでて、自宅療養の場合、初日は各人のもつ有休を充てるものとするが、
 会社からの指示での出勤停止、2日目以降については「赤堀商店」就業規則にのっとり
 1日の労働賃金の60%を支払うものとします。

【発熱後、4日以内に下がった場合】

体温が下がった日を含み5日間自宅療養、5日目には夕方17時までに会社連絡
 会社指示のもと出社可否の判断を仰ぐ

上記記載内容はすべて基本方針です。対象となった場合は常に会社と連絡を取り判断又は指示を
 仰ぎ行動をお願いします。
 また、感染拡大を防ぐため休日の行動も各人意識をもって行動してください。